

社会保障審議会児童部会

「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」第3回までの概要

平成24年8月の子ども・子育て関連3法の成立により、放課後児童クラブの設備及び運営について、厚生労働省で定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされた。このため、基準の内容等を検討するため厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会児童部会に「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」が設置された。平成25年7月に開催された第3回までの概要は以下のとおりである。

項目		－議論を踏まえた方向性－
(1) 基準の範囲・方向性について		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「子ども・子育て新システム基本制度」で例示された内容、放課後児童クラブガイドラインで示している内容、他の制度で定められている基準の内容等を踏まえ検討することについて、特段の反対意見はなかった。 ○ 省令基準として全て定めるのではなく、通知、ガイドライン等で定めるべきものもあるという点についても、特段の反対意見はなかった。 ○ 守秘義務や苦情解決などについて含めるべきとの意見があった。
(2) 具体的な基準の内容について	① 従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>職員の資格について、「児童の遊びを指導する者」の資格を基本とすることに特段の反対意見はなかった。</u> ○ 業務に従事する職員の全員に資格を求めるかについては、<u>全員に資格を求めることは避けるべきとの意見が多数あった。</u> ○ 現に業務に従事している無資格者については、経過措置も併せて検討すべきとの意見が複数あったが、経過措置には慎重な意見もあった。また、一定の研修を受講した者を有資格者としてはどうか、といった意見も複数あった。 ○ 無資格者を救う研修を設けるべきとの意見のほか、現任研修を充実させるべきとの意見もあった。
		<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>員数については、複数配置とすべきとの意見が多かった。</u> ○ 具体的な定め方としては、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童●人までは職員●人、●人を超えたら●人・児童●人に対して有資格者の指導員が●人とした上で、児童の数が増えれば有資格者は●人増やす ・ 最低人員を●人とするといった意見があった。
	② 参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>専用室・専用スペースを設けることについて、特段の反対意見はなかった。</u> ○ 専用室・専用スペースの面積については、児童1人当たり1.65㎡以上を維持すべきとの意見が複数ある一方、1.65㎡以上とすると実態として厳しいのではないかといった意見や、1.65㎡は非常に狭い最低の基準ではないかといった意見もあった。 ○ 静養室・静養スペースは必要という意見があった。
		<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>開所日数については、地域性・事情に鑑みて考えるべきとの意見があった。</u>
		<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>開所時間については、地域性・事情に鑑みて考えるべきとの意見があった。</u> ○ また、子どもたちが来るよりも前の時間に開けておくことが必要ではないかとの意見や、子どもの健全育成上の観点・保護者からのニーズの観点の双方を持つ必要があるとの意見があった。 ○ さらに、児童のいる時間の前後の時間帯に職員の勤務時間を保証することが必要との意見もあった。

項 目		－ 論点・検討の視点や委員の主な意見－
(2)	② 参酌すべき基準 【その他の基準】	<p>○ その他の基準として、どのようなものを定めるか。</p> <p><委員の主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「安全対策・緊急時対応の強化」、「事業運営における権利擁護・法令遵守の徹底」、「放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容の明確化」、「保護者からの相談の対応、家庭での養育に特別な支援を必要とする家庭の子どもへの対応」が、強化すべき課題ではないか。 ・要支援度を考慮した入所選考基準の見直しや、利用実績の低い場合の退所の調整、入会ができなかった保護者への情報開示・公開といったことも視野に入れる必要があるのではないか。 ・学校、保育所等との情報共有・連携が必要ではないか。また、行事参加などの施設外での関わりについてどのように目を向けていくか。 ・高学年が遅くまで児童館やクラブで過ごす場合、児童単独での退室も考えられるため、安全面の観点から、保護者との連携の緊密化が不可欠ではないか。
(3)	◎放課後児童クラブの利用手続について、どのように考えるか。	<p><委員の主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・要支援度を考慮した入所選考基準の見直しや、利用実績の低い場合の退所の調整、入会ができなかった保護者への情報開示・公開といったことも視野に入れる必要があるのではないか。（再掲）
	◎児童福祉法の改正により、これまで「小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童」とされていた対象児童が、「小学校に就学している児童」とされたが、事業の運用に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。	<p><委員の主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象学年が拡大されると、指導員の専門性もより重要となってくるため、指導員の研修を行うことが必要ではないか。 ・対象年齢が拡大されることに伴い、高学年にふさわしい支援、施設環境の整備がこれまで以上に重要ではないか。 ・異年齢交流が進むため、居場所としての環境、サービスの質の向上ということも検討していく必要があるのではないか。 ・高学年が遅くまで児童館やクラブで過ごす場合、児童単独での退室も考えられるため、安全面の観点から、保護者との連携の緊密化が不可欠ではないか。（再掲）
	◎放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携した取組の実施に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。	<p>【論点・検討の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後子ども教室と一体的に事業を実施している場合において、職員の資格・員数、施設・設備等の基準に関し配慮すべき点はあるか。 ○ その他放課後子ども教室の連携した取組の実施に当たり配慮すべき点として、どのようなものが考えられるか。
	◎児童館における放課後児童クラブの実施に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。	<p><委員の主な意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童館とクラブで合同で研修を実施するなどして、職員の資質の向上を図ることが必要ではないか。
◎その他の事項について、どのようなものが考えられるか。	<p>【論点・検討の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公費の提供を受けている企業等が実施する、児童に「適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」を超えるサービスの取扱いについて、どのように考えるか。 ※ 企業等が実施している例では、利用者が選択できるもの・選択できないもの（基本サービスの中に上記サービスが組み込まれている）がある。 ○ 公費の提供を受けていない企業等が実施する「学童保育」について、どのように考えるか。 ○ 夜間にまたがって実施しているクラブについて、どのように考えるか。 	